

岸和田市住居表示審議会会議録

会議名	令和7年度 岸和田市住居表示審議会
日時	令和8年2月16日（月）午前10時00分～午前11時00分
場所	職員会館3階会議室
出席委員	奥委員、古石委員、西村委員、鈴木委員、鶴谷委員、小川委員、谷口委員、和田委員、湊口委員、松本委員、山出委員、根来委員 以上12名
欠席委員	丸山委員、野口委員 以上2名
事務局	生嶋市民健康部長、吉井市民課長、黒田調整参事、櫻井住居表示担当主幹 以上4名
傍聴人数	1名
次第	1 委員委嘱 2 開会 3 市民健康部長挨拶 4 会長選出 5 住居表示実施案の説明 6 その他 7 閉会
配布資料	1 諮問書（案） 2 令和8年度実施計画図 3 光明・常盤・修斉校区町別世帯数一覧表 4 住居表示整備状況 5 校区位置図 6 岸和田市住居表示審議会委員名簿 7 岸和田市住居表示審議会規則
スライド	1 令和7年度岸和田市住居表示審議会 2 住居表示実施済区域 3 令和8年度実施計画図 4 別図1 5 別図カラー 6 別図2 7 案内地図

## 議事内容の概要

### (1) 住居表示実施案の説明

事務局： 次のとおり住居表示実施案の説明

先日、事前に資料送付させていただきました光明・常盤・修斉校区の住居表示について、本日諮問させていただく予定でした。現在、対象区域の住民で門前町会に加入されている方から、今回予定している住居表示実施について、尾生町九丁目と門前町で切り分けて住居表示を実施できないかと代替え案等を示されております。現段階において十分に地域の理解を得たうえで審議会委員の皆様には諮問できる状況ではないため、一旦今回の諮問を延期させていただきます。引き続き関係町会との調整を行い、それぞれの地域に対して十分な説明をしたいと考えております。今回、お忙しい中お集まりいただいたところではありますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いたします。諮問予定でした住居表示の内容につきまして、念のため説明させていただきます。

#### スライド1：令和7年度岸和田市住居表示審議会

それでは、今回お送りさせていただいた資料について、ご説明させていただきます。前方のスクリーンで、図面を映しながらご説明いたします。

#### スライド2：住居表示実施済区域

まず、前方の図面をご覧ください。広域の図面でおおよその場所の確認をお願いいたします。

住居表示実施済みの区域を色付けしております。オレンジ色に色付けしている区域が、JR阪和線より西側で住居表示実施済みの区域でございます。また、緑色に色付けしている区域が、JR阪和線より東側で住居表示実施済みの区域でございます。

今回予定しておりました区域は、門前町三丁目と昨年11月4日に住居表示を実施いたしました尾生町八丁目の間で、包近流木線までの区域でございます。

それでは、資料1の諮問書の案をご覧ください。

住居表示実施に伴う町区域の変更について、尾生町、上松町、下松町及び真上町の各一部を尾生町九丁目として住居表示を実施しようとするものでございます。

#### スライド3：令和8年度実施計画図

尾生町の住居表示実施状況につきましては、資料2の令和8年度実施計画図をご覧ください。既に住居表示を実施した尾生町二丁目から八丁目の区域を緑色で色付けしております。

#### スライド4：別図1

資料1の諮問書の案の3枚目、別図1をご覧ください。変更を予定している区域は別図1の斜線部分で、尾生町、上松町、下松町及び真上町の各一部でございます。

#### スライド5：別図カラー

前方のスクリーンで、各町を色分けしております。斜線部分のうち、水色が上松町、ピンク色が下松町、黄色が真上町、それ以外の白い区域が尾生町となっております。

#### スライド6：別図2

住居表示実施後の町の区域を別図2に示しておりますのでご確認ください。住居表示実施後の町名は、尾生町九丁目と考えております。町の境界は、すべて道路となっております。

尾生町につきましては、二丁目から八丁目までを実施し、順次住居表示を進めておりますが、今後、地元との協議が整いましたこちらの区域の住居表示実施を進めていく予定でございます。

なお、資料3に、光明・常盤・修斉校区の町別世帯数一覧を掲載しております。住居表示未実施の世帯のうち、今回の住居表示実施予定の対象は、およそ250世帯となっております。対象面積は、約7.4haでございます。

以上でございます。

#### スライド7：案内地図

今回、代替え案として示された町境界を示しております。こちらは私道及び下水管が通っている管路敷となっております。管路敷はフェンスで行き来ができないようになっており、高低差もでございます。また、こちらを町境界としますと一つの開発区であります自治会を分断することになってしまいます。代替え案を採用することは難しいと考えますが、引き続き各町会様と協議を進めてまいります。

#### (2) その他（質疑応答）

議長： ただいまの事務局からの説明でご質問がございましたら、ご発言ください。

委員： 代替え案は、町を分けるということですか。

事務局： はい。尾生町と門前町に分ける案となっております。

委員： 町境界を地形地物とすることにこだわると住居表示は進まない。条例で認められていないからできないではなく、市の方でどう解釈するか、地元がOKとするならその方向で進めていけないのか。

事務局： 検討していきます。

委員： 示された代替え案とは、地域のコミュニティとしての意見か、一個人としての意見か。

事務局： 代替え案については、過去に町会長をしていた方のご意見です。

委員： 個人の意見も尊重すべきだが、安心・安全のための住居表示の意味合いを崩すのはよくない。

事務局： 町会としても同様のご意見か、再度確認します。

委員： 来年度、尾生町九丁目の住居表示は実施できないということか。

事務局： 当初は6月議会に提案する予定でしたが、最短でしたら9月議会でのスケジュールも可能と考えています。

委員： 昨年、一昨年も、市独自のルールで住居表示を進めてほしいという意見が出た。

事務局： 検討していきます。

委員： この地域の人は、現在は真上町の住所で門前町のコミュニティ、予定どおり住居表示が実施されると住所の表記が尾生町九丁目になり、コミュニティは門前町のまま変わらないということですよね。

事務局： そのとおりです。住所の表記が変わってもコミュニティ、町会の加入区域、学校区等  
は変わらない旨を説明しています。

委員： 山手に行くほど飛び地が多く、今回のような意見も多くなっています。

議長： どの区域でも今回のようなことがあり、このままではなかなか進みません。

委員： 事務局に、もう少し地域に関わり、話を詰めて進めて行ってほしい。

委員： 難しい区域の住居表示が先送りになっている。

議長： 皆さんに理解していただくというのは難しいかもしれませんが、住居表示のメリットを示して実施していくことが望ましいと思います。